

# 危険な空き家になる前に…

沼津市

空き家を放置すると… 空き家を適正に管理せずに放置すると、こんなにたくさんのデメリットが!!!

傷んだ瓦や外壁などが飛散し、通行者や隣の建物などに危害を及ぼす

蜂などの害虫が発生する



樹枝が繁茂し、隣家や通行に支障を及ぼす



ゴミなどを  
投棄される

不審者に侵入される  
放火される可能性も!

動物が住みつく

空き家の適正管理は所有者等の責務です。

空き家は個人の財産であり、所有者や管理者には、適正な管理を行う責任があります。破損箇所は修繕し、老朽化した空き家等は解体を検討するなど、トラブルを未然に防ぎましょう。

事故が発生した場合、損害賠償責任を問われることがあります!!

管理不足による住宅の瓦などが風で飛ばされ、通行者や隣の住民などに直撃し、ケガや死亡させてしまった場合、所有者等には高額な賠償責任を問われることがあります。

①空き家になってしまう前に

↓ こうならないために…

住まなくなってしまう前に、誰が家の管理をするのか、費用はどうするのかなど、あらかじめ決めておくことが大切です。

将来、相続が発生した時のために、ご家族で家をどうしていくのか、事前に話しておくことも大切です。

相続した際は、法務局で所有権登記を更新するなど、後々の権利関係によるトラブルを未然に防止しましょう。

## ②空き家になってしまったら

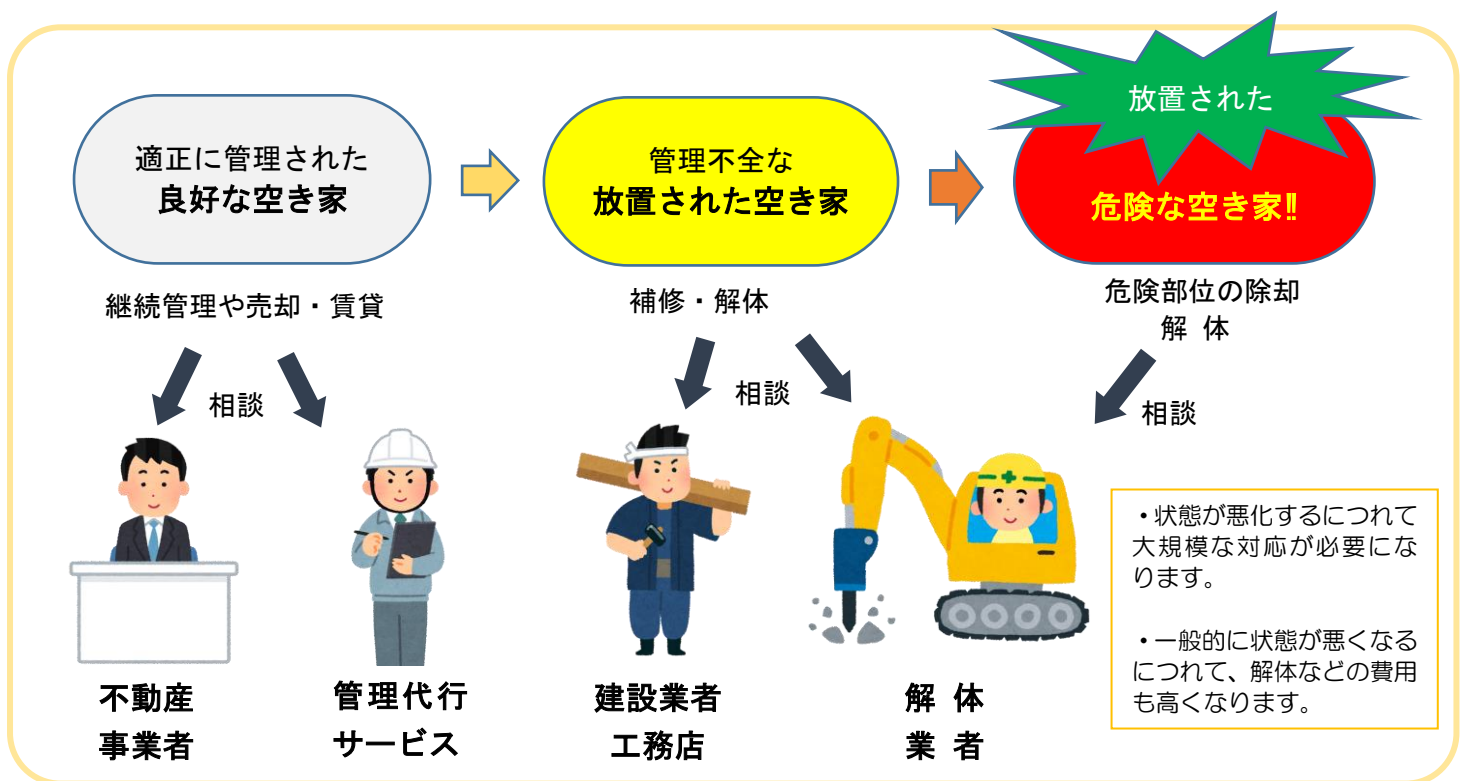
## 活用方法などを早く決断！

使用しなくなった住宅は、痛みが非常に早く進行します。たった数年で修繕も困難な状態となり、残された方法は解体のみという状況になってしまいます。

### 車やバイクと同じく、**住宅も定期的なメンテナンスが必要です！**

空き家のまま放置すると住宅は急激に痛み、修理費もかえって高額になることがあります。さらに傷んだままにしておくと、賃貸や売却も困難となり、第三者に被害を与えてしまつて損害賠償を求められるなど、良いことは何一つありません！

◎使わなくなった住宅は「ひとまず」「とりあえず」放置するのではなく、**一刻も早い、継続管理、賃貸、売却、解体**等の活用方法を**決断**することが重要です。



## 空き家法Q&A

### 空家等対策の推進に関する特別措置法（空き家法）について

この法律では、空き家等の所有者や管理者の責務として、空き家等を適正に管理に努めることを定めており、空き家等を所有・管理している方は、近隣や地域に悪影響を及ぼさないよう、適正に管理しましょう。

### 空き家等とは？

空き家法では、空き家等 という用語で定義しています。これは、空き家そのものに加え、敷地内の塀や樹木などについても適正に管理する責務を示しています。

また管理が不全な場合、命令・勧告などの厳しい処分を受けることもあります。

空き家に関するご相談、お問い合わせは  
沼津市 まちづくり指導課 TEL:055-934-4766